

徳島県告示第212号

令和5年徳島県告示第437号（漁業災害補償法の規定による一定の水域を定める件）の一部を次のように改正し、令和8年4月17日から施行する。

令和8年4月17日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1中「、小割り式ひらめ養殖業」を削る。